

社会福祉法人ふじみ愛育会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人ふじみ愛育会（以下「愛育会」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員定義)

第2条 この規則において、役員等とは愛育会の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 愛育会の役員等がその業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 役員等の業務及び報酬については、次のとおりとする。

業務内容	報酬額
評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会への出席	1回につき3,000円 (業務担当理事を除く)
法人業務の遂行 (職員会議等への参加・説明、採用試験、市交渉・調整、施設管理、事業運営のために必要な業務、研修等)	1時間につき1,000円 (業務担当理事を除く)
理事長としての法人経営や園運営等に関する業務遂行	半日につき3,000円
業務担当理事としての人事・労務・財務・企画等の業務遂行 (理事会の準備及び議事録の作成、園長会議・事務担当者会議への出席、財務・人事・労務の管理、法人業務の分析と計画立案及び遂行の確認と管理、施設管理の調整等、その他法人運営上必要な業務)	月額70,000円
各園の行事等の出席 (入園式、夕涼み会、運動会、卒園式等)	無償とする

(費用弁償)

第4条 役員等が業務のため出張したときは、旅費として費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は実費とする。日当については2,000円とする。

3 役員等が会議に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

(理事長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、2015年4月1日に遡って施行する。

この規則は、一部を改正し2017年2月2日から施行する。

この規則は、一部を改正し2023年4月1日から施行する。